

6 月 1 1 日 (第 1 号)

平成24年第2回豊能町議会定例会会議録目次

平成24年6月11日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3

（議案提案理由説明・質疑・討論・採決）

第1号報告	平成23年度豊能町一般会計予算繰越明許費 繰越計算書報告の件	4
第2号報告	平成23年度豊能町一般会計予算事故繰越し 繰越計算書報告の件	4
第1号承認	専決処分事項の承認を求める件（平成23年 度豊能町一般会計補正予算）	4
第2号承認	専決処分事項の承認を求める件（平成23年 度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘 定補正予算）	6
第3号承認	専決処分事項の承認を求める件（平成23年 度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算）	7
第4号承認	専決処分事項の承認を求める件（平成23年 度豊能町下水道事業特別会計補正予算）	7
第5号承認	専決処分事項の承認を求める件（平成23年 度豊能町生活排水処理事業特別会計補正予算）	9
第6号承認	専決処分事項の承認を求める件（豊能町税条 例改正の件）	9
第7号承認	専決処分事項の承認を求める件（豊能町国民 健康保険税条例改正の件）	11

第 2 9 号議案	和解及び損害賠償の額を定めることについて……	1 1
第 3 0 号議案	豊能郡環境施設組合規約の変更に関する協議 について……………	1 6
第 3 1 号議案	猪名川上流広域ごみ処理施設組合規約の変更 に関する協議について……………	1 6
第 3 2 号議案	平成 2 4 年度豊能町一般会計補正予算の件……………	1 7
第 3 3 号議案	工事請負契約の締結について……………	1 8
散 会 の 宣 告	……………	1 9

平成24年第2回豊能町議会定例会会議録（第1号）

年 月 日 平成24年6月11日（月）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 14名

1番	橋本 謙司	2番	井川 佳子
3番	高橋 充徳	4番	岩城 重義
5番	小寺 正人	6番	山下 忠志
7番	永並 啓	8番	竹谷 勝
9番	福岡 邦彬	10番	秋元美智子
11番	平井 政義	12番	高尾 靖子
13番	西岡 義克	14番	川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	池田 勇夫	副 町 長	室木 伸治
副 町 長	田中 守	教 育 長	小川 照夫
総 務 部 長	乾 晃夫	生活福祉部長	上林 勲
建設環境部長	川上 和博	上下水道部長	高 秀雄
教 育 次 長	桑田 良彦	消 防 長	西本 好美
会 計 管 理 者	上西 悦子		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	乾 利昭	書 記	杉田 庄司
書 記	高橋 欣也		

議事日程

平成24年6月11日（月）午後1時00分開議

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 第 1 号報告 | 平成23年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件 |
| 日程第 4 | 第 2 号報告 | 平成23年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件 |
| 日程第 5 | 第 1 号承認 | 専決処分事項の承認を求める件（平成23年度豊能町一般会計補正予算） |
| 日程第 6 | 第 2 号承認 | 専決処分事項の承認を求める件（平成23年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算） |
| 日程第 7 | 第 3 号承認 | 専決処分事項の承認を求める件（平成23年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算） |
| 日程第 8 | 第 4 号承認 | 専決処分事項の承認を求める件（平成23年度豊能町下水道事業特別会計補正予算） |
| 日程第 9 | 第 5 号承認 | 専決処分事項の承認を求める件（平成23年度豊能町生活排水処理事業特別会計補正予算） |
| 日程第 10 | 第 6 号承認 | 専決処分事項の承認を求める件（豊能町税条例改正の件） |
| 日程第 11 | 第 7 号承認 | 専決処分事項の承認を求める件（豊能町国民健康保険税条例改正の件） |
| 日程第 12 | 第 29 号議案 | 和解及び損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第 13 | 第 30 号議案 | 豊能郡環境施設組合格約の変更に関する協議について |
| 日程第 14 | 第 31 号議案 | 猪名川上流広域ごみ処理施設組合格約の変更に関する協議について |
| 日程第 15 | 第 32 号議案 | 平成24年度豊能町一般会計補正予算の件 |
| 日程第 16 | 第 33 号議案 | 工事請負契約の締結について |

開会 午後1時00分

○議長（福岡邦彬君）

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第2回豊能町議会定例会を開会いたします。

定例会に当たりまして、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

池田勇夫町長。

○町長（池田勇夫君）

皆さん、こんにちは。

平成24年第2回豊能町議会定例会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

新緑の季節ということで、非常に新緑きれいな季節になってまいりました。各家庭のほうではツツジの花が満開になっております。しかしながら、一昨日でしたか、梅雨入り宣言ということで、気象庁のほうから答えがきたというふうになってまいりました。しかし、この梅雨がまいりますと、新緑はすごくきれいなんですけど、我々としては非常に、地面の下、気分の悪い季候がやってくるということでございます。

政府のほうでは今、大飯の原発の稼働問題あるいは消費税問題と、いろいろと議論をさせていただいているところでございますけれども、やはりどちらの問題につきましても、我々関西人としては非常に大きな問題であるというふうに、私といたしましては認識をしているところでございます。この問題につきましても、できるだけ早い時期に政府のほうから回答がいただきたいなという思いであります。

それから、昨日でございましたけれども、大阪で無差別の殺人事件がございました。この問題を取りましても、池田の小学校の

ときからかなり流れが、そういう流れが多く出てきております。これにつきましては、私は、教育の問題だろうか、あるいは家庭の問題であろうかと、いろいろと考えておりますけれども、やはり命の大切さというものをそれぞれ我々認識しながら、教育の場あるいは社会の場で推進をしていただければありがたいかなというふうに思っております。

今回、提案をさせていただいております案件につきましては、報告2件、専決7件、補正予算1件、和解1件、その他2件、合計13件でございます。その後、追加議案1件を含めて、どうか皆さん方におかれましては、慎重に御審議をいただき御決定賜りますようお願いを申し上げます、簡単でございますけれども開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。

○議長（福岡邦彬君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会より、今会期中における写真撮影の申し出があります。

申し出どおり写真撮影を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

異議なしと認めます。

よって、今会期中、写真撮影を許可いたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、14番・川上勲議員及び1番・橋本謙司議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題

といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの4日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月14日までの4日間と決定いたしました。

日程第3「第1号報告 平成23年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件」の説明を求めます。

室木副町長。

○副町長(室木伸治君)

それでは、第1号報告、平成23年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

計算書の款2・総務費、項1・総務管理費の住基法等改正対応システム改修事業、項2・徴税費の固定資産税課税事務事業(航空写真撮影及び都市計画図修正等業務)、款4・衛生費、項2・清掃費の豊能郡美化センター整理事業、款8・土木費、項1・土木管理費の道路管理事業(道路台帳補正)、項5・都市計画費の都市計画管理事業(航空写真撮影及び都市計画図修正等業務)、款10・教育費、項6・保健体育費のスポーツ広場管理棟等建設事業の6事業につきまして、年度内に事業を完了することが難しいため、3月定例会におきまして繰越明許費の承認を得て、その全額を繰り越したものであります。

説明は以上であります。

○議長(福岡邦彬君)

日程第4「第2号報告 平成23年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件」の説明を求めます。

室木副町長。

○副町長(室木伸治君)

それでは、第2号報告、平成23年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書を、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告いたします。

款9・消防費、項1・消防費の庁舎建設実施計画委託事業であります。請負業者の事情により年度内に業務を完了することができなくなったため、繰り越したものであります。

説明は以上であります。

○議長(福岡邦彬君)

日程第5「第1号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

室木副町長。

○副町長(室木伸治君)

第1号承認、専決処分事項の承認を求める件(平成23年度豊能町一般会計補正予算)につきまして説明いたします。

国・府からの譲与税・交付金や補助金・負担金の中には、その金額の確定が年度末にならざるを得ないものがあり、また町の一般会計予算においても年度末まで確定しない事務費・事業費など、3月定例会に補正予算計上できなかった歳入歳出予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、3月30日付で専決処分いたしましたので、その内容を同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものであります。

補正予算書の1ページでございますが、第1条は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ7,890万2,000円を増額し、予算総額をそれぞれ61億483万円とするものであります。

また、補正の款項の区分及び補正後の歳

入歳出予算の金額は、2ページから6ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりです。

第2条は地方債の補正です。7ページの「第2表 地方債補正」のとおりですが、3・東能勢小学校耐震化事業は、事業費及び国庫補助金の確定に伴い、起債借入限度額を3,540万円から640万円減額し、2,900万円に変更するものです。

今回の補正予算の内容で、事業費確定に伴う不用額を減額するもの及び歳入の確定に伴い財源を振り替えるものは説明を省略し、それら以外のものについて説明いたします。

最初に、22ページからの歳出であります。款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の説明欄の7. 基金管理事務事業ですが、各基金から生じた利子相当分と財政調整基金積立金及び退職金等引当基金積立金について、今回の補正による財源調整分を積み立てするものです。

また、ふるさとづくり基金積立金については、ふるさと納税及び一般寄附金相当分を基金に積み立てるものです。

次に、31ページの款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費の説明欄の3. 国民健康保険特別会計診療所施設勘定繰出金事業ですが、国保診療所の資金不足を解消するため、一般会計から繰り出しするものです。

歳出は以上であります。

続いて、11ページからの歳入ですが、歳入についても実績の確定に伴うものですが、その主なものについて説明いたします。

11ページの地方揮発油譲与税から14ページの交通安全対策特別交付金までは、それぞれの交付額の確定に伴う補正です。

14ページの款10・地方交付税のうち特別交付税は、合計3億4,793万5,00

0円の交付でありました。

15ページの款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目2・消防費国庫負担金の1. 緊急消防援助隊活動費国庫負担金ですが、東日本大震災時に本町からも出動した緊急消防援助隊の活動経費として国庫負担金が交付されたため、補正するものです。

次に、17ページから18ページの府補助金のうち、説明欄の市町村振興補助金については、合計3,590万円が交付されるものです。

次に、19ページの款16・財産収入、項2・財産売払収入、目2・不動産売払収入の1. 土地売払収入ですが、東ときわ台8丁目の町有地を売却したものです。

款18・繰入金、項1・基金繰入金ですが、今回の補正予算で余剰財源が生じたことにより、財政調整基金、公共施設整備基金、文化振興基金のそれぞれの繰り入れをゼロにするものです。

20ページの日4・ふるさとづくり基金繰入金は、充当額の確定に伴い減額するものです。

款20・諸収入、項3・雑入、説明欄の72. 財団法人一庫ダムレイクリゾートセンター貸付金返還金ですが、同法人が一般財団に移行するため、これまでの貸付金を精算するものです。

最後に、21ページの町債、目3の教育債の東能勢小学校耐震化事業債ですが、7ページの「第2表 地方債補正」で説明したとおりであります。

説明は以上であります。

○議長（福岡邦彬君）

これより、本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (福岡邦彬君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長 (福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第1号承認は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6「第2号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長 (上林 勲君)

それでは、第2号承認、専決処分事項の承認を求める件(平成23年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成23年度診療所施設勘定予算の収支状況を踏まえ補正するものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、3月30日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるところでございます。

それでは、お手元の補正予算書の1ページをお開き願います。

平成23年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算(第1回)であります。

既定の歳入歳出予算からそれぞれ365万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億946万7,000円とするものです。

6ページをお開き願います。

まず、歳出につきまして御説明いたしま

す。

事業費確定に伴う不用額を減額しておりますが、今回の補正で増額したものについて御説明を申し上げます。

款2・医業費、項1・医業費、目2・医薬品衛生材料費の1. 医薬品管理事業の医薬品材料費ですが、主に子宮頸がん等ワクチンの接種者の増加によりワクチン代を補正するものです。

次に、歳入につきまして、その主なものにつきまして御説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款1・診療収入、項2・外来収入、目1・国民健康保険診療報酬収入、並びに目5・その他の診療報酬収入ですが、平成23年6月までは大阪府外の報酬はその他の診療報酬収入に入っておりましたが、平成23年7月から大阪府内・府外が一緒になり、国民健康保険診療報酬収入に入れることになり、それぞれ補正をいたしましたものでございます。

目2・社会保険診療報酬収入ですが、診療報酬の実績に伴うものでございます。

款1・診療収入、項3・その他の診療報酬、目1・諸検査等収入でございますが、予防接種の接種者の増加に伴うものです。

次に、5ページの款5、項1、目1の繰入金ですが、流行性感冒患者等の減少により診療収入に減収が生じたことから、今回、一般会計より繰り入れを行うものでございます。

説明は以上であります。御審議いただき御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長 (福岡邦彬君)

これより、本件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (福岡邦彬君)

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第2号承認は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7「第3号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長(上林 勲君)

それでは、第3号承認、専決処分事項の承認を求める件(平成23年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い不用額を減額したため、地方自治法第179条第1項の規定により3月30日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

それでは、お手元の補正予算書の1ページをお開き願います。

平成23年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)であります。

既定の歳入歳出予算からそれぞれ667万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,271万1,000円とするものであります。

6ページをお願いいたします。

まず歳出から御説明申し上げます。

款2、項1、目1の後期高齢者医療広域

連合納付金ですが、保健基盤安定負担金の確定に伴い減額補正をするものでございます。

次に、歳入につきましてでございますが、5ページをお願いいたします。

款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目2・保険基盤安定繰入金ですが、事業費の確定に伴い減額補正をするものでございます。

説明は以上であります。御審議いただき御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(福岡邦彬君)

これより、本件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第3号承認は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8「第4号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長(高 秀雄君)

それでは、第4号承認、専決処分事項の承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

平成23年度豊能町下水道事業特別会計補正予算につきまして、地方自治法第17

9条第1項の規定により平成24年3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、専決第4号、平成23年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1回）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,751万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,396万1,000円とするものでございます。

第2条で、地方債の補正は3ページ「第2表 地方債補正」のとおりであります。事業費確定により限度額を765万円減額し、4,950万円とするものでございます。

今回の補正予算は、平成23年度の事業費が確定したことによるものでございます。

それでは、歳出より御説明申し上げます。8ページをお開き願います。

款1・下水道費、項1・下水道管理費、目1・下水道総務費で200万円を減額するものでございます。これは消費税確定によるものでございます。

目2・下水道維持管理費で650万円を減額するものでございます。内訳としまして、業務委託料150万円、工事請負費230万円、工事材料費190万円、負担金80万円であります。これは契約差金などによるものでございます。

款1・下水道費、項2・下水道整備費、目1・下水道整備費で901万5,000円を減額するものでございます。内訳としまして、業務委託料で70万円、工事請負費で831万5,000円を減額するものでございます。これも契約差金などによるものでございます。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。6ページをお開き願います。

款3・国庫支出金、項1・国庫補助金、目1・下水道費国庫補助金で250万円を減額し750万円とするものでございます。これは事業費確定によるものでございます。

款5・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で1,180万円を減額し9,137万1,000円とするものでございます。

款6・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金で443万5,000円を増額し、682万3,000円とするものでございます。

繰入金、繰越金の補正でございますが、これも事業費確定によるものでございます。7ページをお開き願います。

款8・町債、項1・町債、目1・下水道債で765万円を減額し4,950万円とするものでございます。内訳としまして、流域下水道債20万円、特定環境保全公共下水道債735万円、下水道事業債（特別措置分）でございますが100万円、事業費確定によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

これより、本件に対する質疑を行います。
（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。
これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第4号承認は、原案のとおり承

認することに決定しました。

日程第9「第5号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第5号承認、専決処分事項の承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

平成23年度豊能町生活排水処理事業特別会計補正予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成24年3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、専決第5号、平成23年度豊能町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1回）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ475万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,246万4,000円とするものでございます。

歳出より御説明申し上げます。5ページをお開き願います。

今回の補正予算は、平成23年度の事業費が確定したことによるものでございます。

款1・下水道費、項1・下水道管理費、目1・下水道維持管理費で30万2,000円を減額するものでございます。これは業務委託料の契約差金でございます。

款1・下水道費、項2・下水道整備費、目1・下水道整備費で445万2,000円を減額するものでございます。内訳としまして、業務委託料で21万円、工事請負費で351万5,000円、工事材料費で72万7,000円を減額するものでございます。これは当初、合併浄化槽の設置を予定して

おりましたが、設置申し込みがなかったことから減額するものでございます。

次に、歳入の御説明を申し上げます。4ページをお開き願います。

款1・分担金及び負担金、項1・分担金、目1・下水道分担金で37万2,000円を減額するものでございます。

款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で438万2,000円を減額するものでございます。この分担金と一般会計繰入金は、歳出で申しあげました合併浄化槽設置を予定しておりましたが、申し込みがなかったことから減額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

これより、本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第5号承認は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10「第6号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

第6号承認、専決処分事項の承認を求め

る件について説明をさせていただきます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本町においてもこれに合わせて税条例の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、税条例の一部を改正する条例の制定を3月31日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点につきましては、お手元の条例の概要について説明をさせていただきます。

まず1番の固定資産税でございますが、①としまして、土地の負担調整措置については現行の制度の仕組みを平成26年度までの3年間延長いたします。この制度は、税負担の公平性の観点から、負担水準の均衡を図るもので、平成6年度より行われておる制度でございます。

②住宅用地の特例も、現行を継続いたします。ただし住宅用地に係る据置特例については、経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止をいたします。

③公害防止用の下水道除害施設に係る償却資産に対する課税標準額を3分の2に、雨水貯留浸透施設に係る償却資産に対する課税標準額を4分の3とする特例制度の規定でございます。これについては豊能町では事業者がございません。

④特例民法法人から移行いたしました一般社団・財団法人のうち一定の要件を満たす特定移行一般社団法人等が設置する幼稚園、図書館、博物館について固定資産税の非課税措置の対象に追加するものでございます。これも豊能町では今現在対象者はございません。

2番といたしまして個人住民税でござい

ますが、①東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございます。これは居住の用に供していた家屋が東日本大震災により滅失したことによって、この居住の用に供されなくなった日から7年間、居住用財産を譲渡した場合の特例の適用を受けることができるものでございます。

②東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例でございます。これは、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた個人の居住の用に供していた家屋が東日本大震災により被害を受けたことにより、居住の用に供することができなくなった場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年の翌年度以降の各年度について住宅借入金等の金額を有するときは、残りの適用期間について引き続き住宅借入金等の特別控除の適用を受けることができるものでございます。

3番としまして、その他として、①年金所得者の寡婦（寡夫）控除に係る個人住民税の申告手続きの簡素化がされます。また②といたしまして、引用条項の移動に伴う規定の整備を行うものでございます。

施行の期日は平成24年4月1日でございますけれども、先ほどの3番の①年金所得者の寡婦（寡夫）控除に係る個人住民税の申告手続きの簡素化につきましては、平成26年1月1日から適用される予定でございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

これより、本件に対する質疑を行います。
（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第6号承認は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第11「第7号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長(上林 勲君)

それでは、第7号承認、専決処分事項の承認を求める件(豊能町国民健康保険条例改正の件)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地方税法等を改正する政令が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、豊能町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、東日本大震災の被災者の負担軽減を図るため、震災により居住用家屋が滅失したことによりその敷地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例に係る譲渡期間の要件が、震災があった日から7年後の年末までの間に延長するものでございます。

なお施行日は平成24年4月1日からとなっております。

説明は以上でございます。御審議いただ

き御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(福岡邦彬君)

これより、本件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第7号承認は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第12「第29号議案 和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長(川上和博君)

第29号議案、和解及び損害賠償の額を定めることについてを御説明申し上げます。

本件につきましては、平成24年4月2日に発生した事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めたいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の21ページでお願いします。

当事者といたしまして、甲、大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1、豊能町長池田勇夫でございます。乙としまして、大阪府豊能郡豊能町光風台3丁目2番地の3、徳井敏夫氏でございます。

事故の概要でございますが、平成24年4月2日午後1時20分ごろ、光風台3丁目地内において、本町環境課職員が粗大ごみ収集を行おうとした際、他の車両の通行のため移動させた車両から収集のため離れた際、パーキングブレーキが十分にかかっていなかったため車両が坂道を下り、乙所有家屋の玄関前階段に衝突し同階段を破損させたものでございます。

和解の内容といたしまして、甲の過失割合を100%とし、乙所有家屋の玄関前階段の修繕費用129万1,500円を損害賠償金として乙に支払うものであります。

今回の事故に関しましては、公用車を運転する者が車両から離れる際に行うべき基本的な車両停止手順が十分徹底されていなかった、かつ確認が不十分であったことにより起こったものでありまして、まことに申しわけございませんでした。今後におきましてもこのような事故が起きないように、車両停止手順の徹底並びに日々の注意喚起を行っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（福岡邦彬君）

これより、本件に対する質疑を行います。
高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

3番・高橋充徳です。

毎年のように車に関する事故があつて損害賠償しているわけですけれども、今回は運転中の事故でなく停止中の事故ということなのですが、今まで停止中の事故が発生したことあるのか、なかったのかということを確認をしておきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長（川上和博君）

私どもの所管で環境課のごみの収集車並びにし尿の収集車、さらに今回のような粗大とかのトラックの事故は過去に何回かありましたですが、ほとんどが移動中といたしますか運転中による接触等でございますか、停車中といたしますか、運転者が運転席から離れた後による事故というのは、私の記憶ではほとんどございません。

○議長（福岡邦彬君）

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

3番・高橋です。

先ほど川上建設環境部長からも事故の処置についてお伺いしましたけれども、今まで運転中の事故についてはかなり厳しく指導はされてると思うんですが、停止中ですね、車を離れる場合の運転者の注意義務、運転者の義務違反といたしますか、そういうふうな運転者に与えられている義務というのがあるはずなので、そこのところをもう一回しっかりと注意喚起といたしますか教育できるような処置をどのようにするのか、もう一回明確にお答えをさせていただきたいと思っております。お願いします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長（川上和博君）

運転者の注意義務違反といたしますか、この点につきましてはやはり日常からの注意喚起それから車両停止操作手順の徹底、これらの徹底といたしますか喚起が、日ごろから行うことが重要であるというふうに考えております。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございませんか。

橋本謙司議員。

○1番（橋本謙司君）

1番・橋本です。

これも先ほどちょっと言われたように、基本停止手順の徹底、当然それも大事だと思うんですけど、やっぱり基本的にこの公用車に乗る人の基準とといいますか、ただ単に免許を取得してればいいということ自体が僕は違うんじゃないかなというふうに思いますけども、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長（川上和博君）

環境課の作業員としての条件というのは特段にございませんけども、それぞれ本町の環境課作業員というのは収集業務をやると同時に公用車の運転業務は必要、欠くことができない業務でございますので、それらの人にとってそれぞれの手順の徹底というのは図ってあるべきですけれども、公用車に乗る人の基準というのは、もうやはり日ごろの業務に対する緊張感とそれらの手順のマニュアルの確認、これらが肝要であると。それで今後の、人によっては頻繁に起こるといふ事例があれば、研修部門と協議して自動車学校での研修を再度受けていただくとかいう方法も考えられることはあり得るとは思いますが、私どもの考えとしては、やはりまだ、人の基準というのはやはりその業務としての運転、業務としての収集業務を手順どおり徹底して安全確認のもとでやっていただくということしかないと思っております。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

職員全体としまして、絶えず車で通勤をしてるとか、そういったような方については上司の者が認めて公用車の運転をさせて

いるというのが現状でございます。ただ人によって何回かこすったり、そういったような人にはしばらく運転をさせないというような形で今現在はやっておるところでございますして、必ずしもきちっとした基準を定めてやるのかということでは、今のところはないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

橋本謙司議員。

○1番（橋本謙司君）

やはりこの手の事故、多々起こってしまう、これは起こそうとして起こすわけじゃないですけども、今回も不幸中の幸いでまあいけば物でよかった。これが人であったりとか、もっと、そこで車がとまらなかったらどうかとか、もっとこれはもう逆にその辺のことも考えると非常に怖いなというふうに感じたので、やはり先ほど何度も出てましたけど、その徹底、徹底という話もありますけど、やっぱり公用車に乗車する重みということをもっとやっぱり職員の方にも理解してもらう必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたりの公用車に乗車する重みということをしっかり共有していただきたいなということと、やはりその辺、何らかの基準とといいますか、基準までこだわることはないですけども、やはりそういうようなことの適性とといいますか、やっぱり運転に向いてる人、向いてない人ってあると思うんですね。民間企業であればそういうような認定制度があったりとかいうこともありますけども、なかなかそこまでは難しいと思いますので、その辺のしっかり適性を見れるような仕組みづくりもぜひとも考えていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。答弁は結構です。

○議長（福岡邦彬君）

永並啓議員。

○7番（永並 啓君）

毎年のように事故が発生しているわけですが、そのたびに手順の徹底ということを言われております。それでもなかなか事故がなくなるというのが現状かと思えますけど、今回事故を起こしてしまったという職員に対しての対応というか処遇というのは何か考えておられますでしょうか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

事故を起こした原課では、しばらく運転には乗せないというようなこともやっておりますし、それから今回につきましては、起こした者が過去に事故を起こしてるかどうかというのを再度調査いたしまして、この間には豊能町の懲罰委員会に一応諮っております。今後それでまた議論をして懲罰委員会の何らかの処置をしたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

永並啓議員。

○7番（永並 啓君）

しっかりと検証していただきたいんですけど、今回の事故というのは一応ルールがあったのにそれを守らなくて発生しているはずなんですね。ルールがなかったのに発生した場合とルールがあるにもかかわらずその手順を守らずに起こるといのは重みが全然違うと思いますので、ぜひとも懲罰委員会でもそういったところも踏まえた上で、今後起きないような対応というものをとっていただきたいと思います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁はよろしいですか。

○7番（永並 啓君）

はい。

○議長（福岡邦彬君）

山下忠志議員。

○6番（山下忠志君）

先ほど川上建設環境部長のほうから、具体的な対策として日々の注意喚起を促しているということですが、これもっと具体的にどのように、職場として注意喚起をえられるのか、その辺をお答えください。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長（川上和博君）

環境課の職員にありましては毎朝朝礼を行い、その日のごみ収集車の出動車両の番号と乗車人員と運転手はだれだれ、後同乗者だれだれという朝礼と、そのときに必ず収集に対する安全注意喚起、それから粗大ごみの収集は毎日ではございませんで、週に1回もしくは2回ですので、その日の担当はだれだれというのを朝の朝礼でやっておりますので、それに係る安全の注意喚起、特にごみ収集車の場合は、運転手は、3名乗車のときは降りませんので、ずっとエンジンをかけっ放しのまま収集しております。しかし粗大ごみの場合は運転手も運転席から離れるわけですから、その時点でエンジンがとまっているというのは、我々から言わせればこれはごく当然のことでございますので、それらに関する手順を十分確認して行っていきたく、このように考えておると。ですから日々の朝礼で再度安全確認、これは今までから十分やっていることですが、今回のように粗大ごみにかかる運転手が車から離れる場合ということに関して特別にはなかったように聞いておりますので、その時点においても最低限の安全義務というか、履行すべき安全対策を確認を行っていきたくというふうに考えております。

○議長（福岡邦彬君）

山下忠志議員。

○6番（山下忠志君）

私が思いますのは、職場としてのやはり安全に対する環境整備がやっぱり大切だと、やっぱりそういう全体、雰囲気も醸し出さないかんの違うかなど。やっておられたら別ですけども、例えばよくあるのが、ただいま365日安全でやっておりますという表示を事務所に設けるとか、もう一つ、それと運転手、罪を憎んで人を憎まずということありまして、その運転手のその運転の注意が悪かったものですので、その辺も、例えばその人を除外するんじゃなくして、その人に安全運転の徹底、例えば1カ月間、私昔見たことあるんですけど、阪急電車の新しい運転手はよくやられてるんですけど、指さし運転とかやる。信号よし、声出して、ブレーキよし、やっぱりこういうことも今度はその人に一緒にやって、そういうことが必要ではないかと思うんですけど、もしやっておられてたら結構ですし、その辺もしか答えられたら、今後取り組まれるならぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長（川上和博君）

まず安全に対する無事故無違反の継続日数の掲示というようなことは、安全に対する注意喚起で有用であろうと考えられる手段の一つではないかというふうに思いますので、そのように安全に役立つような考えられる手法は、いずれも取り入れられるものは取り入れていきたいと思ひます。またおっしゃるように指さし確認、声出し確認というのは、2年ほど前に職員が車両の安全点検中に事故に遭うというような事故が

あったとき以来、作業は2人でやれというようなことをやって、特に車両の取り扱いには注意をさせてきたところでございますが、ですからそのような確認はなされているものというふうに思っておりますが、再度徹底するよう申しつきたいというふうに考えます。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございませんか。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

一つだけ、これはお願いでございます。運転免許をとるときにはやっぱり交通規則、そういうことを勉強されてきて免許を取得されるということでもあります。そういう基本に立って、どうしても往来、道路を通行するときにはやはり周辺環境をよく見て停止する、その道路では、あそこ住宅環境では特に歩道がないところが多いですので、そういう点を十分に踏まえて、これから、歩道のないところがほとんどですので、作業する場合の周辺環境、また坂道であるところに停車する、そういうところも十分注意しながら基本に立って作業していただきたい、それだけを十分気をつけていただいて、事故のないようにしていただきたいと思います。これだけ一つ意見としてのお願ひでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（福岡邦彬君）

今後、質疑をお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第29号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第13「第30号議案 豊能郡環境施設組合規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長(川上和博君)

それでは、第30号議案、豊能郡環境施設組合規約の変更に関する協議についてを御説明申し上げます。

本件につきましては、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正によりまして、豊能郡環境施設組合の規約の一部を変更する事由が生じたため、地方自治法第286条第2項の規定により、次の規約案に基づき能勢町と協議をするものであります。

議案書の次ページをお願いします。

豊能郡環境施設組合規約の一部を次のように変更するといたしまして、規約の第11条第2項第1号及び第2号①中「及び外国人登録人口」を削るものであります。

この規約変更の附則といたしまして、この規約は平成24年7月9日、住民基本台帳法の関係法令の施行日から施行するものであります。

なおこの規約は、現在も一般管理費等で負担金の算定に適用されていることから、経過措置といたしまして、この規約による変更後の豊能郡環境施設組合規約第11条第2項の規定は、平成25年度以降の年度分の分担金から適用するとするものでござ

います。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長(福岡邦彬君)

これより、本件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第30号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第14「第31号議案 猪名川上流広域ごみ処理施設組合規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長(川上和博君)

第31号議案、猪名川上流広域ごみ処理施設組合規約の変更に関する協議についての御説明をいたします。

本件は、今し方議決いただきました第30号議案と同様に、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正によりまして、猪名川上流広域ごみ処理施設組合規約を一部変更する必要が生じたことにより、地方自治法第286条第2項の規定によりまして、次の規約案に基づき川西市、猪名川町、及び能勢町と協議するものであります。

議案書の次のページをお願いします。

猪名川上流広域ごみ処理施設組合規約の

一部を次のように変更する。

別表中「（住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計）」を「（住民基本台帳人口をいう。）」に改めるものであります。

この規約改正は、附則としまして平成24年7月9日から施行するものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

これより、本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第31号議案は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。再開は午後2時20分といたします。

（午後2時02分 休憩）

（午後2時20分 再開）

○議長（福岡邦彬君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15「第32号議案 平成24年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

室木副町長。

○副町長（室木伸治君）

それでは、第32号議案、平成24年度豊能町一般会計補正予算（第1回）につきまして、その提案理由を説明いたします。

補正予算書の1ページでございますが、第1条は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ1億9,713万円を増額し、予算総額をそれぞれ60億3,713万円とするものです。また補正の款項の区分及び補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりです。

それでは、今回の補正内容でございますが、最初に9ページからの歳出ですが、款2・総務費、項1・総務管理費、目5・財産管理費の説明欄3. 普通財産管理事業は、吉川財産区の基金を繰り入れ、ときわ台自治会集会所用地の整備に係る費用です。

次に目11・自治振興費の説明欄2. 自治振興事業は、ときわ台自治会集会所の新築に際し自治会に交付する施設整備補助金です。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目3・母子衛生費の説明欄1. 母子保健事業は、大阪府の補助金を活用し、乳幼児虐待防止事業を行う費用です。

次の10ページ、項2・清掃費、目1・塵芥処理費の2. ごみ減量化・再資源化事業は、第29号議案で説明しましたごみ収集作業中に発生した事故の賠償金及び当該車両の修理費用です。

次に款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の5. 子育て支援環境の充実事業は、大阪府の補助金を活用し、児童虐待の防止、児童発達支援などの事業に係る費用です。

次に11ページの項6・保健体育費、目1・スポーツ振興費の3. 体育施設管理事業は、スポーツ広場駐車場の舗装工事に係る費用です。

款11・公債費、目1・元金の1. 公債費償還事業は、平成15年度に借り入れた臨時財政対策債について、償還期限前に

借り換えるものです。

なお、この地方債については特約により繰上償還時の手数料等が不要であるため借り換えるものです。

歳出の説明は以上です。

次に歳入についてであります。7ページの款15・府支出金、項2・府補助金、目3・衛生費府補助金は、歳出で説明いたしました乳幼児虐待防止事業に係る補助金です。

同じく目9・教育費府補助金は、児童虐待防止、児童発達支援等の事業に係る補助金です。

目10・災害復旧費府補助金は、耕地災害復旧費府補助金で、平成23年度に発生した耕地災害に係る補助金の交付が一部今年度になったため、過年度分として補正するものです。

款18・繰入金、項2・財産区繰入金、目1・吉川財産区繰入金は、歳出で説明いたしましたときわ台自治会集会所の整備に係る繰入金です。

款19・繰越金は、今回の補正による財源調整として1,093万5,000円を増額するものです。

8ページの款20・諸収入、項3・雑入は、歳出で説明いたしましたごみ収集作業時の事故における賠償金及び修繕料に対する保険金です。

最後に款21・町債、目2・臨時財政対策債は、歳出で説明いたしました平成15年度債の借り換えによるものであります。

説明は以上であります。

○議長（福岡邦彬君）

これより、本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第32号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第16「第33号議案 工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

第33号議案、工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件は、豊能町消防本部移転新築工事の請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

1としまして、契約の目的は豊能町消防本部移転新築工事。

2、契約金額は2億4,192万1,050円。

3、契約の相手方は大阪市天王寺区上本町6丁目9番21号、株式会社今西組、代表取締役今西邦夫。

4、契約の方法は一般競争入札であります。

本件の予定価格は税込みで2億8,461万3,000円、最低制限価格は税込みで2億4,192万1,050円でありました。

入札参加業者は20社で、このうち16社が最低制限価格で入札をしたため、くじにより落札者を決定したものであります。

落札率は85%でございました。

なお、工期は平成25年7月31日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

これより、本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第33号議案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、6月12日午前9時30分より会議を開きます。

本日はどうも御苦勞さまでした。ありがとうございました。

散会 午後2時30分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定について

- 第 1 号報告 平成 2 3 年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 2 号報告 平成 2 3 年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件
- 第 1 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成 2 3 年度豊能町一般会計補正予算）
- 第 2 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成 2 3 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算）
- 第 3 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成 2 3 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算）
- 第 4 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成 2 3 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算）
- 第 5 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成 2 3 年度豊能町生活排水処理事業特別会計補正予算）
- 第 6 号承認 専決処分事項の承認を求める件（豊能町税条例改正の件）
- 第 7 号承認 専決処分事項の承認を求める件（豊能町国民健康保険税条例改正の件）
- 第 2 9 号議案 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第 3 0 号議案 豊能郡環境施設組合理約の変更に関する協議について
- 第 3 1 号議案 猪名川上流広域ごみ処理施設組合理約の変更に関する協議について
- 第 3 2 号議案 平成 2 4 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 3 3 号議案 工事請負契約の締結について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 14番

同 1番